

兵庫大学・兵庫大学短期大学部における公的研究費の運営・管理等の取組指針

平成 19 年 11 月 1 日制定
(令和 6 年 4 月 1 日改正)

(趣旨)

兵庫大学および兵庫大学短期大学部（以下「本学」という。）における公的研究費の運営・管理等については、文部科学省から「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日）」が示され、各研究機関において、組織の長の責任とリーダーシップの下、研究者と事務職員が協働して、それぞれの研究機関に適した、現実的で実効性のある制度を構築することが求められている。

本学では、上記の文部科学省ガイドラインの趣旨等を踏まえ、公的研究費の適正かつ効率的な運営・管理等を進めるための具体的な取組指針を以下に示す。

1. 機関内の責任体系の明確化

- (1) 本学において公的研究費を適正に運営・管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。
 - ① 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとし、学長をもってあてる。
 - ② 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、副学長(研究担当)をもってあてる。
 - ③ コンプライアンス推進責任者は、最高管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、法令を遵守し、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施するものとし、学部長等をもってあてる。
- (2) 公的研究費の管理・監査体制は別表 1 「研究活動上の責任体制等について」のとおりとする。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) 公的研究費の使用に関し、「公的研究費の使用に関する行動規範」を作成し、ルールを明確化、統一化し、教職員への周知徹底を図る。
- (2) 公的研究費の経理事務については、研究費の使用ルール等を具体的に示す「研究費の取扱い」を作成し、さらに厳正な執行・管理を行う。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 公的研究費に関する不正発生要因を把握し、その要因に対する具体的な不正防止計画を策定するため、「適正な研究活動に関する規程」第 9 条に基づき設置された、適正な研究活動推進委員会（以下「委員会」という。）は、公的研究費の不正使用を防止するための体制を整備し、その運営を行う。
- (2) 委員会は副学長（研究担当）が委員長となり、学部長等、事務局長、及び研究支援課長で構成する。
- (3) 委員会は、研究費不正使用防止等に関する事項を審議する。
- (4) 委員会は、公的研究費の不正発生要因を把握するため、公的研究費の取扱ルールと運用実態が乖離していないかの検証を行う。また、研究者及び事務担当者における公的研究費の取扱いルールの理解度を調査し、必要に応じて改善措置を講じる。

(5) 委員会の事務は、不正防止計画推進部署として研究支援課が行う。

4. 研究費等の適正な運営・管理活動

- (1) 研究者とそれを支援する事務部署は、相互に協力し公的研究費の適正な運営・管理を行う。また、事務部署は、各部署独自のチェック機能を発揮し、相互に連携して適正な運営・管理を行う。
- (2) 物品の発注及び検収業務に関するシステムを構築する。具体的には、事務職員による発注・納品に関するルールを定める。
- (3) 研究者及び事務担当者は、予算執行状況を常に把握し、公平かつ効率的な経費の支出を行う。
- (4) 物品費（設備備品費、消耗品費）、旅費、謝金等の使用については、「研究費の取扱い」に則り、適正に執行する。
- (5) 間接経費については、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部競争的資金等間接経費取扱要領」に基づき取扱い、研究開発環境の改善や、本学全体の研究機能の向上、当該研究の実施に伴い必要となる管理等に係る経費とする。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

- (1) 学内外からの事務処理手続き及び使用ルール等に関し、明確かつ統一的な運用を図るため、相談窓口を設置する。
- (2) 学内外からの不正使用の通報に対応するため、通報・告発窓口を設置する。「学校法人睦学園公益通報等に関する規則」に則り、コンプライアンス窓口がその役割を担うこととする。
- (3) 公的研究費の運営・管理等に関する取扱い方針及び実施方法等については、本学のホームページで開示する。

6. モニタリングのあり方

- (1) 公的研究費の適正な運営・管理等を徹底するため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を構築する。
- (2) 監査を担当する部署は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証も行う。
- (3) 監査を担当する部署は、監事及び公認会計士と定期的に情報交換等を行い、監査項目等を検証し、実効性のあるモニタリングを行う。

以上